Ⅰ－５　国内競技大会参加チームのユニフォームについて

ユニフォーム規程

平成25年３月３日
国内競技委員会

１．　目的

(1) 公益財団法人日本バレーボール協会(以下ＪＶＡ）が主催する国内競技大会に参加するチームのユニフォームや役員の服装についてその詳細を定めることを目的とする。

(2) Ｖリーグ参加チームのユニフォームについては別に定める。また、ＪＶＡと他の団体が共催する大会で別に定められた規程がある場合は、その規程に従う。

２．　ユニフォーム

(1)　ユニフォーム

① ユニフォームとは、ジャージ（ シャツ）、ショーツを指す。６人制においてはソックスもユニフォームに含まれる。

② ユニフォームは配色やデザインが統一されていなければならない。（リベロプレーヤーを除く）

③ チームは、カラーの異なった２種類のユニフォーム（ ジャージ（ シャツ）・ショーツ）　を用意することが望ましい。

④ ユニフォームのメインカラー（ 主たる色）は、６５％以上を占めていることとする。

⑤ リベロプレーヤーはチームの他の競技者とはっきりと区別できる対照的な色のユニフォーム(少なくともジャージ（ シャツ）だけは)を着用しなければならない。（左右対称とか上下対称ということではなく、はっきりと区別できるデザインであること。）

(2) ジャージ（ シャツ）・ショーツ

① ジャージ（ シャツ）およびショーツは色、デザインが統一されていること。

② ジャージ（ シャツ）は半袖、長袖が混在していてもよい。

(3) ソックス

① 色および長さが統一していること。

(4) トレーニングウェアの着用

① 気温が規定を下回る場合には、主審の許可を得て、全員が統一したデザインで競技者番号のついているものに限り着用することが出来る。

３．　競技者番号

(1) ユニフォーム（ ジャージ（ シャツ））　には、競技者番号がユニフォームとはっきりと区別できる対照的な色で、明確に表示されていなければならない。

(2) 競技者番号は６人制においては１～２０番、９人制においては１～１８番までとする。ただし、やむを得ない場合は１～９９番まで認める。

(3) 競技者番号のサイズは、次の通りとする。

６・９人制とも	高校生以上		小・中学生	
	高さ	字幅	高さ	字幅
① シャツ胸部・中央	１５ｃｍ以上	２ｃｍ以上	１０ｃｍ以上	２ｍ以上
② シャツ背部・中央	２０ｃｍ以上		１５ｃｍ以上	

※９人制の競技者番号については、平成２７年度より完全実施とする。

(4) ショーツ前面右下に、高さ４～６ｃｍ、字幅１ｃｍ以上の競技者番号を付けてもよいが、全員がそろっていなければならない。

４．チームキャプテン

(1) チームキャプテンは、胸のナンバーの下に、長さ８ｃｍ、幅２ｃｍのマークを、ジャージ（ シャツ） と異なった色で付けていなければならない。

５．チームネーム

(1) ジャージ（ シャツ）の胸部もしくは背部に、ＪＶＡに届け出た正式なチームネームまたはチームニックネームのいずれかを付けなければならない。サイズは規定しない。また、チームのシンボル・マーク（ 社章・校章・略号） も付けてもよい。

(2) ジャージ（シャツ）の袖に（袖が無い場合には背面襟下に）所属する都道府県名を付けてもよい。

６．選手名

(1) ジャージ（ シャツ）背部の上部中央に、着用する選手の選手名または通称を表示してもよい。（選手名の表示を認めていない種別を除く）

① 選手名を表示する場合、出場する選手全員が表示すること。

② 選手名のサイズは、高さ６～８ｃｍとする。

③ 文字は、アルファベット横書きにより表記するものとする。

④ 表記は直線状または、肩の曲線に合わせたゆるやかな曲線状とする。

７．マニュファクチャーロゴ

(1) ユニフォームには、ＪＶＡが公認しているメーカーに限り、最大５×４ｃｍまたは２０ｃ㎡のマニファクチャー・ロゴをジャージ（ シャツ）・ショーツにそれぞれ一箇所だけ付けることが許される。（ソックスは、左右各々の、内側と外側に付けてもよい）

８．スポンサー・ロゴ及びユニフォーム広告

(1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマーク及びユニフォーム広告を付けることができる。ただし、別途定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従うこととする。

(2) 試合会場（ 体育館等）の規程により、広告掲載料が発生した場合は、当該チームがその実費を支払うものとする。

９．その他の表示

(1) ユニフォームには、上記３～８以外表示は付けてはならない。

１０．トレーニングウェア

(1) トレーニングウェアは全員が統一されていることが望ましい。

(2) トレーニングウェアにはチームネーム、選手名、選手番号を付けることができる。

(3) トレーニングウェアには最大５×４ｃｍまたは２０ｃ㎡のマニファクチャー・ロゴを付けることができる。

(4) スポンサー広告については、上記８と同等な扱いとする。

１１．　アンダーウェア等について

(1) アンダーウェアはユニフォームの袖や裾、首等からはみ出してはならない。ただし、プレーの動作によってユニフォームの下から見えてしまうことは故意に見せるものでない限り制限されない。

(2) 医療を目的としたサポーター類は、プレー上危険ある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて、規制されない。

(3) 明らかに色が違う腰に帯状にまくサポーター・コルセット類はユニフォームの下に着用しなければならない。

１２．　チーム役員の服装

(1) チーム役員は、ジャケットを着用するか、チームで統一された服装でなければならない。

(2) 部長や監督がジャケットを着用し、その他のチーム役員が統一された服装であれば許可される。

(3) 統一された服装であっても、Ｔシャツ等の襟の無いものや、短パン、ハーフパンツは許可されない。

(4) チーム役員の着用する服装には最大５×４ｃｍまたは２０ｃ㎡のマニファクチャー・ロゴを付けることができる。

(5) スポンサー広告については、上記８と同等な扱いとする。

以上

この規程は平成２５年４月１日より実施する。